

平成24年厚生労働省告示第507号

(平成24年9月13日公示)

(平成25年1月18日一部改正)

(平成25年3月6日一部改正)

(平成25年3月25日一部改正)

(平成25年5月22日一部改正)

(平成28年4月8日一部改正)

看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府（以下「ベトナム政府」という。）との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡（以下「交換公文」という。）1から5まで及び11から19まで（1から5までに係る事項に限る。）の規定並びに附属書一の規定に基づくベトナム人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的とする。

二 ベトナム人看護師等及び受入れ機関の責務

1 ベトナム人看護師等の責務

ベトナム人看護師等は、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めるものとする。

2 受入れ機関の責務

受入れ機関は、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専門的人材としてのベトナム人看護師等に対する国民の理解に資するよう、ベトナム人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

三 出入国管理上の取扱い

交換公文に基づくベトナム人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入

国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。

四 定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 ベトナム人看護師等 ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者並びにベトナム人看護師及びベトナム人介護福祉士をいう。
- 2 ベトナム人看護師候補者 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に基づく看護師の資格（以下「看護師の資格」という。）を看護師国家試験に合格することにより取得することを目的として、交換公文1(a)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。
- 3 ベトナム人介護福祉士候補者 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格（以下「介護福祉士の資格」という。）を介護福祉士試験に合格することにより取得することを目的として、交換公文1(b)又は(c)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。
- 4 ベトナム人看護師 看護師の資格を有するベトナム人であって、交換公文3(a)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 5 ベトナム人介護福祉士 介護福祉士の資格を有するベトナム人であって、交換公文3(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 6 受入れ調整機関 交換公文1(a)及び(b)並びに3の注釈（(b)に係る部分に限る。）の規定に基づき、ベトナム人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、交換公文11(a)（(i)に係る部分に限る。）の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関であり、かつ、交換公文1(c)の規定に基づき、ベトナム人介護福祉士候補者の介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下同じ。）への入学をあっせんする機関として、交換公文11(a)（(i)に係る部分に限る。）の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関をいう。
- 7 受入れ機関 交換公文1から5までの規定に基づき、その設立している施設において雇用する契約をベトナム人看護師等との間で締結し、又はその設立している介護福祉士養成施設に入学する許可をベトナム人介護福祉士候補者に対し与えた日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。

- 8 受入れ施設 交換公文1から5までの規定に基づき、ベトナム人看護師候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院、ベトナム人介護福祉士候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設、ベトナム人介護福祉士候補者が受入れ機関による入学の許可に基づき就学する介護福祉士養成施設並びにベトナム人看護師及びベトナム人介護福祉士が受入れ機関との労働契約に基づき就労する施設をいう。

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 看護師の資格取得を目的とした就労等

1 ベトナム人看護師候補者

- (1) ベトナム人看護師候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ ロの活動の準備のための研修（2の規定による日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスをいう。）の履修

ロ 看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

- (2) ベトナム人看護師候補者は、交換公文附属書一(1)(a)の規定により、ベトナムの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、ベトナムの一般看護師の認定証を取得しているものであり、かつ、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者でなければならない。

- (3) ベトナム人看護師候補者は、交換公文附属書一(1)(b)の規定により、少なくとも二年間ベトナムの一般看護師としての実務経験（(2)に規定する看護の課程を修了した後の九箇月の実習期間の経験を含む。）を有する者でなければならない。

- (4) ベトナム人看護師候補者は、交換公文附属書一(1)(c)の規定により、日本語の能力に関し、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす者でなければならない。

イ 日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。）のN1又はN2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあっては、一級又は二級。以下同じ。）に合格していること。

ロ 日本語能力試験のN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

- (5) (1)のロの活動は、交換公文1(a)(ii)の規定により、病院を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものとの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

- (6) ベトナム人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、交換公文2(a)の規

定により、一年間の滞在とし、一年ずつ二回に限り更新することができる
とされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスの履修

- (1) ベトナム人看護師候補者は、交換公文1の規定により、入国後、日本語の語学研修（日本語研修実施機関（交換公文1(a)(i)、(b)(i)及び(c)(i)に規定する準備の課程として日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）、看護導入研修（病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンス（受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。）を受けなければならない。
- (2) (1)の日本語の語学研修は、交換公文1の注釈の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関が行う。
- (3) (1)の看護導入研修及び就労ガイダンスは、公益社団法人国際厚生事業団（昭和五十八年七月十二日に社団法人国際厚生事業団という名称で設立された法人をいう。以下「事業団」という。）が行う。

3 ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、次の(1)から(9)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者（厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。）が配置されていること。
- (2) 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上、療養病床においては、入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (3) 看護職員の半数以上が看護師であること。
- (4) 看護の組織部門が明確に定められていること。
 - イ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。
 - ロ 看護部門としての方針が明確であること。
 - ハ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。
 - ニ 看護師の院内教育及び学生の実習指導を調整する責任者が、4の(1)の看護研修計画に明記されていること。
- (5) 看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをい

う。)が、使用しやすいように配慮して作成され、常時活用されていること及び看護手順(各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。)が作成され、評価され、かつ、見直されていること。

(6) 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

イ 看護記録が正確に作成されていること。

ロ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。

ハ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。

(7) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等(経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。))第一の四の1に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。))若しくはフィリピン人看護師等(経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。))第一の四の1に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。))又は特例インドネシア人看護師候補者等(特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針(平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。))第一の二の1に規定する特例インドネシア人看護師候補者等をいう。以下同じ。))若しくは特例フィリピン人看護師候補者等(特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。))第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者等をいう。以下同じ。))の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(8) 過去三年間に、第四の二の4、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の4若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の4又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の2の規定による報告(以下「受入れ機関等報告」という。))を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

- (9) 過去三年間に、第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 病院における研修の要件

1の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。
- (4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。
- (5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

5 病院を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(5)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 ベトナム人介護福祉士候補者

- (1) ベトナム人介護福祉士候補者（交換公文1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この二において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ ロの活動の準備のための研修（2の規定による日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスをいう。）の履修

ロ 介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

- (2) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2)(a)の規定により、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者でなければならない。
- (3) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2)(b)の規定により、日本語の能力に関し、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす者でなければならない。

- イ 日本語能力試験のN1又はN2に合格していること。
- ロ 日本語能力試験のN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。
- (4) (1)のロの活動は、交換公文1(b)(ii)の規定により、介護施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものとの労働契約に基づいて行われることを条件とする。
- (5) ベトナム人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、交換公文2(b)の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ三回に限り更新することができるとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

- (1) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文1の規定により、入国後、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。
- (2) (1)の日本語の語学研修は、交換公文1の注釈の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関が行う。
- (3) (1)の介護導入研修及び就労ガイダンスは、事業団が行う。

3 ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同じ。）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。
- (2) 介護職員の員数（受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないベトナム人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者（インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。）及びフィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。）（日本語能力試験においてN1又はN2に合格した者を除く。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。
- (3) 常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であるこ

と。

(4) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 介護施設における研修の要件

1の(1)のロの介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

5 介護施設を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(4)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就学等

1 ベトナム人介護福祉士候補者

(1) ベトナム人介護福祉士候補者（交換公文1(c)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この三において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ ロの活動の準備のための研修（2の規定による日本語の語学研修をいう。）の履修

ロ 介護福祉士養成施設における養成を通じた必要な知識及び技術の修得（当該介護福祉士養成施設における養成課程の期間は四年を超えないものとする。）

(2) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2)(a)の規定により、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者でなけ

なければならない。

- (3) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2)(b)の規定により、日本語の能力に関し、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす者でなければならない。

イ 日本語能力試験のN1又はN2に合格していること。

ロ 日本語能力試験のN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

- (4) (1)のロの活動は、交換公文1(c)(ii)の規定により、介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものによる入学の許可があることを条件とする。

- (5) ベトナム人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、交換公文2(c)の規定により、一年間の滞在とし、(1)のロの介護福祉士養成施設における養成課程の修了のために必要な期間まで更新することができるとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修の履修

- (1) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文1の規定により、入国後、日本語の語学研修を受けなければならない。

- (2) (1)の日本語の語学研修は、交換公文1の注釈の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関が行う。

3 ベトナム人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設の要件

ベトナム人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 養成課程が、昼間課程であること。

- (2) 適切な教育の体制が整備されていること。

- (3) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の学生の募集、不正な入学の許可その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

- (4) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

- (5) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第三 資格取得後の就労

一 ベトナム人看護師の就労

1 ベトナム人看護師

- (1) 交換公文3(a)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次の

イ又はロに該当するベトナム人は、看護師としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の一の1の(6)の滞在の間に看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者

ロ 第二の一の1の(6)の滞在の間に看護師の資格が与えられなかった後の期間に看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者

(2) (1)のサービスの提供は、交換公文3(a)の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(3) ベトナム人看護師の入国及び一時的な滞在は、交換公文3(a)の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。

(4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在外の許可は、交換公文3の注釈の規定により(2)の労働契約が当該者と受入れ調整機関が紹介した受入れ機関との間で締結されること及び交換公文5の規定により当該者に関する情報がベトナム政府により日本国政府に通報されることを条件とする。

2 ベトナム人看護師が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するベトナム人看護師を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

(2) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 ベトナム人介護福祉士の就労

1 ベトナム人介護福祉士

- (1) 交換公文 3 (b) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するベトナム人は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の二の 1 の (5) 又は第二の三の 1 の (5) の滞在の間に介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士の資格を取得した者

ロ 第二の二の 1 の (5) 又は第二の三の 1 の (5) の滞在の間に介護福祉士の資格が与えられなかった後の期間に介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士の資格を取得した者

- (2) (1) のサービスの提供は、交換公文 3 (b) の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

- (3) ベトナム人介護福祉士の入国及び一時的な滞在は、交換公文 3 (b) の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。

- (4) (1) のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、交換公文 3 の注釈の規定により(2)の労働契約が当該者と受入れ調整機関が紹介した受入れ機関との間で締結されること及び交換公文 5 の規定により当該者に関する情報がベトナム政府により日本国政府に通報されることを条件とする。

2 ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該ベトナム介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するベトナム人介護福祉士を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

- (2) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

- (3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第四 受入れ調整機関によるあっせん等

一 受入れ調整機関の設置

受入れ調整機関は、事業団とする。

二 受入れ調整機関の事業

事業団は、ベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1 受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働局と協力して、受入れ機関及びベトナム人看護師等に対し、就業又は就学に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とベトナム人看護師等との間における雇用関係の成立及び介護福祉士養成施設への入学のあっせんを行う。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、交換公文に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする。

2 ベトナム人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、ベトナムにおいて実施されるベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3 日本語研修実施機関等との連携

事業団は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

4 受入れ機関からの報告の受理

(1) 定期報告

イ ベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、介護福祉士養成施設で就学するベトナム人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況及び就学するベトナム人介護福祉士候補者の就学状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士の受入れ機関は、当該ベ

トナム人看護師又はベトナム人介護福祉士が在留期間の更新の許可を申請する際、受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況を事業団に報告するものとする。

(2) 随時報告

イ 受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。以下このイ及びニにおいて同じ。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ハ 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が死亡若しくは失踪した場合又は当該ベトナム人看護師等が入管法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに事業団に報告するものとする。

ニ 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が特定活動の在留資格以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ホ 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等との労働契約を終了し、又は受け入れているベトナム人介護福祉士候補者への養成課程の履修の許可を取り消す場合には、あらかじめ、その旨を事業団に報告するものとする。

ヘ 受入れ機関は、ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士が受入れ機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ト 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者の国家試験の合否が判明した場合には、その結果を速やかに事業団に報告するものとする。

チ 介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているベトナム人介護福祉士候補者の養成課程の修了結果を速やかに事業団に報告するものとする。

リ 介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているベトナム人介護福祉士候補者が介護福祉士として就労する施設（以下このリにおいて「就労施設」という。）を決定した場合には、当該受入れ機

関及び就労施設を設立している受入れ機関の連名により、就労施設の名称及び所在地並びに当該就労施設を設立している受入れ機関の名称及び所在地を速やかに事業団に報告するものとする。

ヌ 受入れ機関は、一時的な滞在の期間内に資格を取得しなかったベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者の帰国後、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

(3) 事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、交換公文に基づくベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4) 事業団は、(1)から(3)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

5 受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてベトナム人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるベトナム人看護師等（介護福祉士養成施設で就学するベトナム人介護福祉士候補者を除く。）の雇用管理の状況、受入れ機関によるベトナム人看護師候補者若しくはベトナム人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の研修の実施状況又は介護福祉士養成施設で就学するベトナム人介護福祉士候補者の就学状況若しくは在籍状況等を把握する。

6 ベトナム人看護師等からの相談等に対する対応

事業団は、ベトナム人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

7 受入れ機関に対する相談支援等

事業団は、受入れ機関から、ベトナム人看護師等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。また、事業団は、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者の就労又は就学の開始前に、必要に応じ、受入れ機関に対し、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する。

8 受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9 関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡

すること等により、問題の解決を図る。

三 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、ベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、事業団に対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な助言を行う。

第五 円滑かつ適正な受入れを実施するための措置

厚生労働大臣は、ベトナム人看護師等に対する質の高い研修体制並びにベトナム人看護師等による適切な保健医療及び福祉サービスの提供を確保するとともに、ベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、以下の措置を実施する。

一 報告

厚生労働大臣は、第四の二の4に規定する報告がないときその他ベトナム人看護師等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、受入れ機関から必要な報告の提出を求めることができる。

二 改善指示

- 1 厚生労働大臣は、事業団が、この指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件又は労働契約の要件を満たさない施設を設立する受入れ機関とベトナム人看護師等との間における雇用関係の成立をあつせんしようとするときその他交換公文に基づくベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業団が行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な措置（要件を満たさない施設を設立する受入れ機関に紹介を行わないことを含む。）を採ることを指示することができる。
- 2 厚生労働大臣は、介護福祉士養成施設が、ベトナム人介護福祉士候補者に対する入学許可の後、この指針で定める受入れ施設の要件又は研修の要件を満たさないと認めるときその他交換公文に基づくベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため必要があると認めるときは、当該介護福祉士養成施設に対し、必要な措置（介護福祉士養成施設におけるベトナム人介護福祉士候補者の就学の一時的な停止を含む。）を採ることを指示することができる。

第六 受入れ人数等

- 一 ベトナム人看護師等の入国及び一時的な滞在の人数は、交換公文12(a)及び(b)の規定に基づき定められる人数（日本国政府が定めるものに限る。）を超えないものとする。
- 二 交換公文に基づくベトナム人看護師等の入国及び一時的な滞在については、必要に応じ、交換公文12(c)の規定に基づき、一時停止の措置が講じられる。

附 則（平成二十八年厚生労働省告示第二百三号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月八日から適用する。
- 2 この告示の適用の日から平成三十年三月三十一日までの間は、別表第三第四号中

「指定介護予防サービスに該当する同法」とあるのは「指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条及び第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下この号において「旧介護予防通所介護」という。）若しくは介護保険法」と、「該当する介護予防短期入所生活介護」とあるのは「該当する旧介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護」とする。

別表第一

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

別表第二

- 一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）に規定するサテライト型養護老人ホーム
- 二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）に規定するサテライト型居住施設
- 三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設
- 四 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に規定するサテライト型特定施設（第一号に掲げる施設を除く。）

別表第三

- 一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設又は障害児入所施設
- 二 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、

短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム

六 その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第四

- 一 児童福祉法に規定する障害児入所施設又は情緒障害児短期治療施設
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院、診療所又は助産所
- 三 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する介護老人保健施設
- 五 その他医療等を提供する施設